

農薬を使用される皆さんへ

不必要農薬は適正に処理しましょう



倉庫の奥に眠っている不必要農薬はありませんか？
不法投棄・野焼きは法律で禁止されています!!

※不必要農薬は産業廃棄物です。
法律に基づく適正な処理が必要です。

不必要農薬の一齐回収が各地域のJAで期日を決めて行われます。

- 回収処分費用は、法律上、農家自らの負担となります。
不必要農薬の処理料金は、持参された農薬の種類や処理量により決まります。
- JAで一括して、産業廃棄物処理専門業者に委託のうえ処分します。
- 詳細については、JAにお問い合わせください。

不必要農薬の回収の仕方は以下のとおりです。

不必要農薬の回収要領

◆回収の対象：使わない・使えない農薬
(肥料、廃油等は回収しません。)

分類

- 一般農薬(粉、粒、水和剤)
- 一般農薬(乳、液、フロアブル剤)
- その他

回収品の梱包

- ①必ず、十分強度のあるダンボール箱に梱包する。(古いダンボールは底が抜けます。)
- ②ガラスびんは輸送中に割れる事故が発生するので、破損しないように詰め物で固定する。
- ③残存量が少ない液体を、一つの容器にまとめない。
(反応して有毒なガスが発生する場合があります。)
- ④粉剤で梱包が古く破れる恐れがある場合は、そのままポリ袋に入れる。



注意事項

長期にわたる保管で、包装が弱くなり中身がこぼれる等の事故が起きる場合がありますので、取扱い、持ち込みには十分注意してください。



回収された不必要農薬



梱包された不必要農薬

問い合わせ先：詳細については、最寄りのJAにお問い合わせください。

熊本県農林水産部 農業技術課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1	TEL 096-333-2381
熊本県経済農業協同組合連合会 生産資材部	〒860-8528 熊本市中央区南千反畑町3-1	TEL 096-328-1163
熊本県農薬卸商業協同組合	〒862-0949 熊本市中央区国府1丁目13-3	TEL 096-364-2296
熊本県農薬販売協議会	〒861-0132 熊本市北区植木町植木11	TEL 096-272-2111